

福山市男性育児休業取得奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、男性の育児休業の利用促進を図ることで、育児と仕事を両立できる職場環境の整備を促すことを目的として、予算の範囲内で福山市男性育児休業取得奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、福山市補助金等交付規則（昭和41年規則第17号以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「中小企業者等」とは、次の者をいう。

ア 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者及び中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第2号の規定に該当する者をいう。ただし、日本標準産業分類に規定される農業・林業・漁業は除く。

イ 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人に該当する者をいう。

ウ 公益法人等 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人及び公益財団法人に該当する者をいう。

エ 医療法人 医療法（昭和23年法律205号）に規定する医療法人に該当する者をいう。

オ 社会福祉法人 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人に該当する者をいう。

カ 協同組合等 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号及び同法別表第3に規定する協同組合等に該当する者をいう。

キ 保育所・幼稚園・認定こども園等運営事業者 第3号アからカまでのもの及び私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）、宗教法人法（昭和26年法律第126号）に規定する宗教法人（以下「宗教法人」という。）のうち、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する地域型保育事業又は子ども・子育て支援法第7条第10項第4号から第8号までに規定する子ども・子育て支援施設等（以下あわせて「保育所・幼稚園・認定こども園等」という。）に該当する者をいう。

(2) 「大企業」とは、中小企業者等以外の者で、事業を営む者をいう。

(3) 「みなし大企業」とは、次の者をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業

者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

- (4) 「育児休業」とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第2条第1号又は就業規則、労働協約等に定められた、労働者が子どもの養育のために取得する休業（出生時育児休業を含む）をいう。
- (5) 「労働者」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。

（交付対象者）

第3条 奨励金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす中小企業者等とする。ただし、みなし大企業は除く。

- (1) 福山市内に本社又は事業所を有すること。
- (2) 代表者及び従業員等が、次のいずれにも該当しないこと。
- ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であること。
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。
- (4) 奨励金の申請書の提出日の時点で倒産（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第35条第1項第1号に規定する倒産をいう。）している事業者（再生手続開始の申立て（民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てをいう。）又は更生手続開始の申立て（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立てをいう。）を行った事業者であって、事業活動を継続する見込みがある者を除く。）でないこと。
- (5) 福山市に納付すべき市税の滞納がなく、市税の納付状況を調査されることについて同意すること。
- (6) 福山市の「グリーンな企業チャレンジ宣言」を申請し、申請状況について調査されることについて同意すること。
- (7) 雇用保険の適用事業所であること。
- (8) 就業規則又は労働協約等により育児休業制度を設けていること。
- (9) 市内の事業所に勤務する男性労働者に、2025年（令和7年）4月1日以降、子が1歳に達するまでの間に、連続した5日以上の子育て休業（勤務を要しない日及び有給の日数を除く。以下「助成対象子育て休業」という。）を取得させ、職場復帰させていること。ただし、育児・介護休業法第5条第3項及び第4項の規定により、子が2歳に達するまでの間に子育て休業を取得した者も対象とする。
- (10) 福山市内の事業所に、子育て休業の対象となる男性労働者の在籍する同一年度内において、

その対象となる総人数に対して助成対象育児休業を取得後職場復帰し勤務している者の人数が半数以上であること。

(奨励金の交付額)

第4条 交付する奨励金の額は、1事業者につき10万円とする。

2 同一事業者に対する交付については、単年度において1回を限度とする。

(申請及び実績報告)

第5条 奨励金の交付を受けようとする交付対象者は、育児休業を取得した男性労働者の職場復帰の日（以下「起算日」という。）の属する年度の1月1日から3月31日（31日が休日の場合は直前の営業日）の間に、交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて福山市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 直近3か月以内の商業・法人登記簿謄本の写し（法人の場合）
- (3) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し（個人事業主の場合）
- (4) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し（又は、対象者が雇用保険被保険者であることが分かる書類の写し）
- (5) 福山市内の事業所において常時雇用する従業員の人数が確認できるもの（任意様式）
- (6) 育児休業に関する労働協約又は就業規則の写し
- (7) 育児休業制度の利用申出書又は育児休業の利用承認通知書の写し（任意様式）
- (8) 育児休業から復帰した勤務実態がわかる書類等（出勤簿、勤務表、タイムカードの写し等）
- (9) その他市長が必要と認めるもの

(奨励金の交付決定又は不承認)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは内容を審査の上、適当と認めるときは交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第3号）により、交付対象者に通知するものとする。

2 前項の通知書には、必要な指示又は条件をつけることができる。

3 市長は、審査の結果、奨励金の交付が不適当と認める時は交付不承認通知書（様式第4号）により、交付対象者に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第7条 前条の通知を受けた交付対象者が奨励金の交付を受けようとするときは、速やかに本奨励金交付に関する請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに請求者に奨励金を交付するものとする。

(奨励金の交付決定の取消及び返還)

第8条 市長は、奨励金の交付決定を受けた交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、

奨励金の決定を取り消し、既に交付した奨励金の全部の返還を求めることができる。

- (1) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき
- (2) 不正又は虚偽の申請により奨励金の交付決定を受けたとき

(関係図書の保存)

第9条 奨励金の交付を受けた交付対象者は、奨励金の交付にかかる関係図書や、奨励金の支払に関する証拠書類を、奨励金が交付された年度の末日から5年間保管しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、2025年（令和7年）4月1日から実施する。